

秋田県 手をつなぐ親たち

第 43 号

平成23年度
秋

社団法人
秋田県手をつなぐ育成会
発行人 谷 内 和 夫

平成23年10月20日発行

秋田市旭北栄町 1 - 5 秋田県社会福祉会館内 電話 018 - 864 - 2718

第53回手をつなぐ育成会秋田県大会（男鹿大会）特集



平成23年9月4日（日）、男鹿市民文化会館を会場に、会員など関係者650人の参加のもと、盛大に開催されました。ご来賓を代表いたしまして秋田県健康福祉部長 市川講二 氏からご祝辞をいただき、男鹿市長 渡部幸男 氏から歓迎のご挨拶をいただきました。

当日、次の方々が、秋田県知事表彰、秋田県手をつなぐ育成会会長表彰・感謝状を受賞されております。受賞おめでとうございます。



【更生援護功労者】

秋田県知事表彰

鹿角市 増村 昭三様	三種町 金子 金治様
井川町 熊岡 正信様	秋田市 高橋 精一様
にかほ市 須田 馨様	大仙市 高橋 哲美様

秋田県手をつなぐ育成会会長表彰

鹿角市 尾形 敏子様	大館市 小松原 敦子様	三種町 平塚 晃一様
井川町 熊岡 敬子様	男鹿市 三浦 喜代見様	秋田市 金 多雅雄様
秋田市 田中 勉様	大仙市 茂木 清子様	横手市 佐々木 桂子様
吉野保護者会 菊地 善豊様	大日寮保護者会 牧野 料介様	
明成園保護者会 高野 功子様	秋田県阿桜園保護者会 東海林 一行様	
大和更生園保護者会 伊藤 惣市様	やまばと園親の会 佐藤 伸吾様	
秋田県心身障害者コロニー保護者会 立原 朋子様		

秋田県手をつなぐ育成会会長感謝状

北秋田市 富樫 洋和様	由利本荘市 石井 明人様	由利本荘市 木内 会様
-------------	--------------	-------------



県大会を振り返って

第53回手をつなぐ育成会秋田県大会

実行委員長 桧山洋子

男鹿市手をつなぐ育成会会員による「手をつなぐ母の歌」斉唱



秋地区の施設の皆さん、全県の育成会会員のご協力をいただき、運営資金は目標をはるかに上回ることに出来ましたし、当日は、地区育成会の会員・施設の職員さん、ボランティアの多くの皆さんに献身的なご協力をいただくことができ、関係者の皆様には心から感謝申し上げます。

○ 内 容

会場は、男鹿市民文化会館で、1000人収容規模の立派な施設で、むしろ広すぎて、式典終了後、本人さん達が、本人大会の男鹿水族館に出かけたあとは、少しがらっとした感じでしたが、講演の宗泉寺住職の長谷川恵光氏からは、「明日を信じて、未来を信じて、今なせることをやる」と説かれてました。まさに、育成会活動もそのとおりだと思いました。

また、アトラクションでは、男鹿海洋高等学校の「なまはげ太鼓」には、圧倒されました。全国レベルの演奏・演技に会場からは割れんばかりの拍手、賞賛の声があがり、男鹿の元気を全県に広められ、皆さんに満足いただけたものと思っています。

ディスカッションは、会場やスタッフの関係もあり、全体での討論としました。いつもとは違った試みで、会員の悩み事例の紹介、本人の体験発表を通して助言者からのアドバイス、会場との討論とテーマに沿った議論を深めることが出来たと思っています。

本人大会は、参加された本人さんたちの殆どが、男鹿水族館GAOでの体験学習に参加され、帰ってきてからの反省会では、大変楽しかったと感想を述べられており、全員無事に会場に戻ることができ大好評でした。バスを提供してくださった、男鹿市や潟上市、支援者として施設職員、ボランティアの方々には、本当に感謝しております。

○ おわりに

男鹿市育成会は10年前に、東北ブロック大会を経験してありますが、当時のメンバーは、それなりに歳をとり、力量不足が心配されましたが、会員のお母さん達が、ウーマンパワーを発揮して乗り越えられました。この大会を契機にさらなる結束を強められたと感じ、引き受けて良かったと思っています。今回は、地域の施設職員の多くの皆さんに支えられたこと、またご来賓の皆様、ボランティア、関係者、会員の皆様に多大なご協力をいただいたこと、また県内各地からご参集いただいた皆様にご協力をいただいたことに感謝の気持ちでいっぱいです。親も子も一緒に歳をとっていきます。障がいをもつものが、安心して暮らせる地域づくり、今回の大会テーマであります「幸せにつながる地域社会の実現にむけて」「がんばろう！ 秋田県育成会」を確認できた大変有意義な大会であったと思っています。関係者の皆様、ご協力、ご支援、大変ありがとうございました。

第53回手をつなぐ育成会秋田県大会本人大会



全員で大会式典参加の後、5台のバスに分乗し、男鹿温泉郷「セイコーランドホテル」で昼食、男鹿水族館「GAO」で、お目当てのシロクマ「豪太」「くるみ」でしたが、住居から時々出てきてくれましたが、外で遊んでいるところを観察できず、少し残念でした。その他多くのお魚を鑑賞し、満足して全員無事に男鹿市民文化会館に戻り、全員でジュースを飲みながら反省会を実施しました。

時間が足りなく、皆さんから感想を聞けなかったのですが、代表して3名の方から、大変楽しかったという発表がありました。

アトラクション「なまはげ太鼓」

男鹿海洋高等学校生徒の演奏と演技

男鹿海洋高等学校の生徒30人による「なまはげ太鼓」の演奏と演技は、太鼓の迫力となまはげの演技に圧倒され、腹の底から響きを感じるくらいすばらしい演奏に、会場からは賞賛の拍手の嵐でした。



ディスカッション

テーマ 「幸せにつながる地域社会の実現に向けて」

司 会	秋田大学教育文化学部	准教授	内 海 淳 氏
助言者	男鹿市福祉事務所	所 長	加 藤 透 氏
	特別養護老人ホーム偕生園	施設長	佐 藤 哲 彦 氏
	社会福祉法人一羊会 統括管理者		澤 田 修 明 氏
発表者	男鹿市手をつなぐ育成会		桜 田 博 子
	男鹿市手をつなぐ育成会		石 川 紀 子
	本人活動ドリームエンジェル	会 長	小山田 弘 佑 氏



内 海（司会）

秋田大学の内海です。専門は障害児教育、そして障害者福祉論も担当しています。より細かい私自身の専門というところでは、進路指導、職業教育、キャリア教育を担当しています。

私の専門性から今日の役割が十分果たせるかどうか心配ですが、今日助言者に男鹿市福祉事務所長の加藤透さん、特別養護老人ホーム偕生園施設長の佐藤哲彦さん、社会福祉法人一羊会統括管理者の澤田修明さんの3名の方々をお願いしています。

今日は例年にないやり方を試みようとしています。事例を発表して頂く役割をお願いしています男鹿市手をつなぐ育成会の桜田博子さん、石川紀子さん、本人活動ドリームエンジェル会長の小山田弘佑さんです。今日の大会テーマが「幸せにつながる地域社会の実現に向けて」そしてサブテーマが「高齢化社会に親も子も安心して暮らせる地域づくり」です。ディスカッションもこのことを中心に議論を進めていきます。始めに助言者の方々から自己紹介を兼ねて、それぞれの職場での仕事の内容等をご紹介します。

次に発表者の方々から発表をお願いし、後半には、フロアーの皆様とも意見交換を出来たらと思っていますので、宜しくお願いします。最初に男鹿市福祉事務所の加藤さんから自己紹介を兼ねて、男鹿市の障害者福祉等についてご紹介、ご説明をお願いします。

加 藤（助言者）

男鹿市でこの大会が開催され大歓迎です。先ほど男鹿海洋高校の「なまはげ太鼓」、すごい響きでありました。ああいう響きの思いで皆さんを大歓迎しています。

私はこの4月に福祉事務所に配属になり、職員生活も41年目に入りました。退職間際で、今までの40年の職員生活の中で福祉部門というのは初めてです。4月から福祉関係の仕事をして5カ月目です。果たして助言

が出来るのか非常に不安ですが宜しくお願いします。

男鹿市の障害福祉施策ですが、どこの市町村もそうですが、市独自よりも国の制度に基づいての施策事業がほとんどですが、市独自の事業も展開しながら福祉の向上に努めています。市の障害者福祉計画、福祉施策というよりも、事業をどういうふうに展開しているのか、推進しているのか現状がどうなのかということをご紹介したいと思います。

まず一つ目に相談支援事業です。この事業は障害者をお持ちの方、その家族が抱える悩み、問題等を、相談利用サービス等に関する必要な情報提供や助言を行うということですが、男鹿市は、知的障害者援護施設の玉の池荘、それから三種町の大日寮、それから男鹿市の社会福祉協議会と3事業所に、この業務を委託して行っています。22年度では主に行政サービスの内容や生活に関する相談内容、件数にして786件ほどありました。相談の内容、不安や問題や希望をそれぞれに施設と連携しながら解決解消に取り組んで来ています。

それから2つ目のコミュニケーション事業、これは聴覚、音声機能に障害をお持ちの方の円滑な意思を図るために、手話通訳を派遣する事業です。主に利用するのは病院の通院等の時の通訳、公的機関の手続き等によって派遣するということです。この事業に関連して市では、特別な時だけの通訳ではなく、日常的にも通訳者が通訳出来る、手話が出来るといふ方が身近所にいればいいということもあり、市民を対象にした手話の養成講座を実施しています。手話を習うことと同時に、障害をお持ちの方の生活や関連する福祉事業への理解、認識を高めてもらい、それをまた広めて貰いたいということです。今年度は、広報だけの募集でしたが、20名ほどおりました。これまでの受講された方は、トータル44名ほどです。その修了した方は手話のサークルを作って啓発活動等をやってもらっています。最近では小学生への手話講座を行ったりして、底辺にも広がってきています。そういう意味で非常に大切にしていきたいと思っています。

それから3つ目として地域活動支援センター及びセンターの機能強化事業です。これは在宅で生活して障害をお持ちの方に、創作活動や生産活動の機会を設けて、社会との交流促進を支援する事業で、男鹿市では船川に「あゆみ作業所」と、海岸部の五里合に「男鹿浜辺の里」の2つの事業所があります。この事業所では飾り箸の袋を作ったり、魚箱を作ったり、そして締め飾り、比内鶏を飼って卵を生産販売する作業をして、日中の活動、社会参加の場として活動しています。

また、この4月から男鹿更生会のスマイルという事業所もあります。ここの作業は洗濯作業や、今日の大会資料に入っている男鹿の塩の袋のシール、これがスマイルに行っている方たちが請け負ってこの作業をしています。ここではリサイクル作業なども行っており、身体障害者も知的障害者も一緒に活動をしているという非常に良いことだと思って見えています。外に出るきっかけ、活動によって喜びや生きがいを見出しているという伺っています。こういった場を大事にしていきたいと思っています。

それから4つ目ですが、障害者自立支援法の改正により、知的障害者の更生施設が、入所者が自立した地域生活を送れるように体系の転化が必要になっています。この男鹿市では3つの施設が対象になっています。その中の玉の池荘では地域に5つのグループホームを建設して、その中には5人から6人くらいそれぞれ個室を持って共同生活をしています。市内の事業所に実際就職して、仕事をしながら収入を得て生活をしているという方もいます。地域（町内会）のど真ん中にそういう施設が建っていますので、当然町内会の一員として町内会費も支払いします。それから町内会の活動にも積極的に参加することで、町内会の一員として生活をしています。こうした体系が自立支援法で最も重きを置いたもので、そういうものを目指していると私は解釈をしています。

それからもう一つひまわり園があり、そこは自立支援法の前から地域の空き家を借りて何人かの共同生活を実施してきています。男鹿の中でこういう施設がこういう取り組みをしているということは、私は非常に誇りを持っています。今までの施設の中から地域に出て自ら生活をしていくということは理想ですが、ただ現実的にグループホーム等での生活、あるいはいろいろな支援を受けながら自宅で生活をしていくというのはそう多

くはない、むしろ少ない方ではないかと思っています。それから施設の運営のことを考えても、グループホーム等地域に生活拠点を移すということで、要するに今まで一つの施設で生活をしていたものが、分散するという形になりますので、施設が当然職員も多く必要になりますし、管理責任というものも広がっていきます。それらの施設の対応に即した国なり県なり市の補助が、あるいは制度が適当かどうか、その手当が十分かどうかという決めてそうではないだろうと思っています。

また、その自宅で親御さんと生活している方で、施設への入所が必要になってくる方もこれから多くなってくると思います。

話が脱線しますが、男鹿市は人口が約3万人です。65歳以上が1万1千人で、高齢化率が34%です。10年から15年後にどうなるかという、限りなく50%に近くなるという予想を立てています。ということは2人に1人は65歳以上という人口形態になっていくわけです。高齢者の親御さんと子供さんがいずれは親が亡くなり、その子供だけが自宅で一人で生活が出来るかというのは中々厳しいと思うわけです。そうすれば今の自立支援法の逆行の形になるわけです。国の制度が新しい一つのことをやるとすれば、今までの補助が結局は一般的に削られて、こちらの方へ向けられるというのが、今までの一般的なやり方であり、いざ施設に入るとすれば自己負担が増えたり、あるいは施設に入れないような事態になってくるのではないかと、私はすごく心配しています。こういう大会で、先ほどの宣言の中にもありましたが、こうした問題をこういう大会の中で問題提起してお互いに共通認識を持ちながら国や県などにアピールしていくということが凄く大事ではないかと感じています。

それから5つ目として日中一時支援事業です。これは障害を持つ方が一時的に日中活動の場を提供して家族の就労や一時的な休息を支援するというものですが、これまで自宅以外に出ない方にこの制度を積極的に利用して頂きたい、この事業で生活体験をしておいた方がいいのではないかと私は思っています。何故こういうことをいうかといいますと、私の親族でも実は義理の伯母が知的障害で、60歳ちょっと過ぎになりました。その母親が自分が若い時、体が非常に弱くて薬をたくさん服用して、その結果知的障害を持った子供を産んでしまったことで、その子供を自分の元においてずっと育てて、施設などに出さない、そういう中で生活をしてきていました。やがてその母親が亡くなり、兄夫婦が面倒をみることになったが、中々仕事があって面倒を見切れない。施設に入れようとしたが、中々入ってくれない、今までの生活から脱却出来ない。そういうようなことから私は身に沁みて分かっているものですから、是非将来のことも考えて、こういう事業を活用しながら訓練しておいた方がいいのではないかという思いで、この一時支援の事業を活用して頂ければと思っています。

これまでは制度上のサービスが主体でしたが、本市の単独事業として重度身体障害者の病院給付事業ということを行っています。これは身体障害者の1、2級の方が病院に通院する時、通院のタクシー代の初乗り運賃を補助するということであります。今年からは人工透析の方のために通院する方のタクシー券や自家用車でいく場合の燃料とか、バスの回数券等も加えて補助をしています。こういう制度、ささやかではありますが、少しでも実態を踏まえながら今後いろんな事業で福祉の向上に頑張っていければと考えています。

内 海（司会）

ありがとうございます。それでは偕生園の佐藤さんから、自己紹介と高齢化社会における知的障害者と高齢化施設の関わり等についてお話頂けたらと思います。宜しくお願いします。

佐 藤（助言者）

ご紹介頂きました偕生園の佐藤です。何故ここに座っているかというのが不思議なわけですが、種別は違えども生活をしていくという形、これはどこであろうとも一緒ではないかと思ひまして、お引き受けしたところ

です。

それと高齢者の施設というのは介護保険上の制度でたくさん出来ていますが、障害者の方々の施設というのは中々伸びが無い。それから施設の中で今、生活をしている方々も、高齢化になって来ている。その次はどうするのかということとかがたくさん出てきているのではないかと思います。

私どもの偕生園は男鹿偕生会という法人で設立されています。現在、船越の「かいせい」デイサービスセンターそれから脇本のマックスバリューの近く、このバイパス沿いにあります居宅総合福祉施設「かいせい」の3か所やっています。全部で9つの事業、職員が74名で、うち4名が障害者の方々です。

玉の池荘のグループホームの話が出ましたが、最初はリハビリも兼ねて職業リハビリで契約をして、偕生園の方で何とか仕事をさせて欲しいということでしたが、役員会等で話をしたら、「何かあったらどうするのか」と、「リスク管理をどうやってやるのか」ということで一度頓挫した経緯があります。その時に、施設長になっており、私の責任で契約しました。ずっとそれからお勤め頂きグループホームが出来て、そちらの方に移るということでしたので2名の方を偕生園の職員として採用して現在に至っています。

また、平成17年に先ほどお話しましたバイパス沿いに新しい施設を建てる際には地域からの雇用と、それから障害者の雇用ということで、天王みどり学園の卒業生を1名採用して、一生懸命頑張って仕事をして頂いております。昨年10月にはショートステイを地域密着型の特別養護老人ホームに男鹿市から認可頂き、スタートしましたが、その時にも地元の女性を1名採用して、今4名の方がおります。

施設は50名の特養、29名の地域密着型、デイサービス、その他在宅居宅サービスです。実際には施設というものが果たして必要なのかと、いつも私自身、常務理事をやっている法人の担当もしていますが、施設は必要なのかと思うことがあります。ただ施設と思わないで社会支援だということにして、少しでも地域に入り込んでいければと思っています。

実は偕生園でお母さんが後から入所してきたというケースがあります。障害者の方で知的障害があり施設では無理だということで特養の私どもに入所された方ですが、お母さんがお見えになり、この子と一緒に住んで見たいというお話があり、入所の申込みをお母さんもして、そして3年、一緒に偕生園で生活をして頂きました。同じ部屋ではなく別々のお部屋にして頂き、行ったり来たりをする生活をして頂いた覚えがあります。母さんとあまり上手には言えなかったのですが、顔を見ると「母さん、母さん」と言ってお母さんは「〇〇、〇〇」と名前を呼びお互いに朝の挨拶を交わしている、あの姿は本当に良かったと思いました。ただ思うのはお母さんが言っていました「この子を置いて私は早く逝くことはできない」という気持ちでした。ただ気持ちと体は裏腹ですからお母さんの方が早く亡くなってしまいました。最期にお見舞いに伺った時に、「施設長さん、お願いしますね」という一言、あれはずっと心の中に入っています。実際、私どもが出来ることというのは制度上の中でしか出来ないですが、気持ち、心の中ではいろんな事が出来るのではないかと思います。

先ほど言いました通り、私どもの法人もそうですが、地域の中の一つ社会支援だということを考えて行きましょうと、利用中の方々、それから職員に対しても「ここは皆のものですよ、皆で使って貰う」ということを考えています。先ほど加藤所長さんからお話がありましたが、スマイルでいろんな事業を行っているということでしたが、少しですが、牛乳パックを残しておいて回収して使って頂くとか、ペットボトルのキャップを集めたりプルタブを集めたりという、私どもで出来る事、大きいことは出来ませんがそこに利用者さん、高齢者の方々が生活の中でこれは何のためにやっているんだ、誰が使うんだ、これがどうなるんだということをきちんとお伝えをしてお手伝いをして頂く、私達も施設に在るけどボランティアをしている、社会の中の一員だという意識も持ってもらえるような施設づくりが大事ではないのかと常に思っています。実際には社会支援ということではそんなに大きく動いたりすることはないわけですが、日常生活の中でやっていければいいのかなということが一つだと思います。

それと社会支援の中の一つですが、つい最近ですが他のところでお話をする機会を頂き、※ICFのことと

か、ハンディキャップのこととか、ICFという今、生活機能分類等々のことがありましたので、ICFって大事だねって、初めて皆さんお聞きになる方、もうご存知の方もいらっしゃると思いますがハンディキャップだということを見ていったICIDHから今はICFになったよと。そして今はICFにプラスして子供と青少年ということでCYというのがまた付いて来たということで、何かの機会に皆さんも見てください。ICFというのは自分、個人因子、自分以外は全部環境因子、環境で変われるんだということです。ご本人の努力もあるでしょうが周りが変わっていかないと、その個人の力というか、お一人お一人の力というのは出て来ない、そういうふうな意味合いのものがあります。今私はそれを非常に大事にしながら施設の運営、それからお一人お一人これは職員誰であってもですが、一人ひとり「人は個性がある」ということで見て行きましょう。個性はとても大事だ、一人ひとり違って当たり前ということもその通りです。そして「今あるその姿、その行為がその方にとって100%だ」というふうに言っています。決して他人とは比較することなく、その人をまず見ましょう。その人が一人ひとり違うということ、そこところを話をしたり私自身が見ているところです。いろんな経験があったり体験があったりするわけです。お話の最後に偕生園は昭和58年の4月にオープンしました。そろそろ30年近くになりますが、実はオープンして4月に開所式をやらないでおり、その後5月26日に日本海の中部沖地震がきましてもう竣工式どころではない。亀裂が入った、直さなければいけない、まだその当時は私も生活相談員でしたので、10日ばかり施設に泊まり込み、うちの母親からはお前は親を捨てたのかと言われましたが、あなた達は動ける、逃げることも出来る、この方々はおんぶしなければ逃げていられないという話をした覚えがあります。また未曾有の地震があり大変だということ、これからがもっと大変でないかと思って少しでも私達が役立つこと、できること、体は動かなくても行けなくてもアイデアを出すとか、協力をするとかということで一つ何かできればいいのかなと、その積み重ねが大切ではないかと思っています。

私は、地震は宮城県沖地震も学生時代受けまして、就職しても地震があって「何かお前が行く所地震ばかりだ」と言われていますが、決して「どじょうでもナマズ」でもごめいせん。ナマズは地震を感知するものですが、私自身が経験したこと、それからやっていかなければいけないと思うようなことを少しずつ皆さんと協力しながらやっていければと思っています。

(※ICF：これまでのWHO国際障害分類(ICIDH)がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは、生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加えたことである)

内 海 (司会)

詳しくお話頂きありがとうございました。続きまして社会福祉法人一羊会の統括管理者 澤田さんの方から一羊会での取り組み状況と高齢化してきた時の将来展望等を含めまして宜しくお願いします。

澤 田 (助言者)

ご紹介頂きました澤田と申します。社会福祉法人一羊会というのは秋田市にあり、元々無認可作業所4名からスタートした事業所ですが、現在は生活介護事業、就労移行継続B型事業、就労移行事業の3つの事業を行っています。

まずお話する前に午前中の長谷川住職さんの講演で、地獄か極楽への旅か、自分がどっちへいけるのか非常に心配で、ここにいる場合じゃないなと思っています。それから男鹿海洋高校の「なまはげ太鼓」、大変素晴らしい太鼓で、不安とそれから楽しい時間を持たせて頂きました。

それでは事業の説明を若干したいと思います。現在、先ほど言った3つの事業をやっていますが、元々は通所更生施設でした。今の新法の体系というのは10年前から実践してましたので移行についてはそれほど不

安はなく、抵抗はなかったということです。

現在全体で71名の方がおりますが、生活介護事業というのは杉の木園の障害の重い方々、生活介護事業と就労継続B型事業は「とうふ屋丸木橋六兵衛」、元々分場施設でしたが、豆腐事業をやっていたので、そのまま豆腐事業の名前を取りまして事業所名にしています。就労継続B型事業と就労移行事業、こちらのほうも分場施設でしたが、これも今年の1月から単体事業にして、「夢究塾・明日葉」(ゆめ、きわめじゅく・あしたば)という3本の事業所で現在71名の方が通っています。その全体の約7割が自閉症の方々と、中々支援に苦しんでいる職員が多いのですが、何とか今のところは運営して来ているというところなんです。その他にグループホームが4名ずつが2か所で計8名、それから杉の木園の敷地内にありますケアホームが1か所で15名、全体で71名、ホームを加えるとまた更に人数が増えますが、ただ利用されている方々が杉の木園の方々ということもありますので重複します。職員が28名、ホームの世話人を含めると41名という形ですが、両者の平均年齢が29歳、通所型の施設でしたので若い方です。職員も私を入れると若干上がってしまうので私を除くと、34歳でこちらも少しは若いのかなということです。

この運営にあたりましては障害者権利宣言に基づいた働く場の保障、所得補障、暮らす場の保障、あるいは社会参加の機会を多くするという保障の4つの事業の理念に掲げてあります。事業所の中で生産活動もすればいろいろ創作活動をしながらコーチングをしたり、あるいは社会復帰を目指したりというような形で事業を行っています。

生活介護事業の方は畑作業、空き缶リサイクル、洗濯事業、委託販売事業、それと就労系の事業については先ほどお話しました豆腐製造販売、惣菜の製造販売、ケーキ、クッキー、プリン等々の事業を行っています。

就労移行事業については主に外部実習、現在13名の就労移行対象者がおりますが、第一会館(秋田市内の飲食会館)、そちらの方の清掃業務とか、あるいはリサイクル事業、あるいは給食業者への実習等々を行っています。あくまでも一般就労を目指すという形で長年継続しています。来月10月1日、秋田県で初めての障害者雇用の特例子会社というものが出来ます。明日葉の方から7名一挙に就職します。最低賃金適用ですので、6時間勤務で8万5千円以上の給料を頂く、それとこの特例子会社が出来た経緯というのは日本全国にチェーン店を持っている会社ですが、株式会社日本一という年商200億の会社、そこと提携してうちの方の利用者、あるいは外部からも採用しますが、主に一羊会の障害を持った方々の就労場所、実習場所という位置づけで行っていく、当初10名で年間の売り上げが5千万、最終的には2億を目指すという形で、10月1日に入社式を行う予定で進めています。この事業の内容は全国の高速道路のパーキング、売店に卸す犬のクッキー、弁当の製造、包装、配送まで行うということです。社員が4名ですが、このうちの1名が障害者職業生活相談員でこれも一羊会から一番古い職員ですがその方を相談員として派遣することにして、昨日、一昨日その7名の利用者と1名の職員の送別会を行いました。10月1日の入社式を待ち遠しく待っている状況です。

それから一番課題となる重度高齢化対策として、21年度にケアホームを立ち上げました。これも本来であれば敷地内というのは認められないのですが、たまたま通所施設であったことと、隣が本体施設と番地が違うということで、行政の方を説得して敷地の隣に建てたということです。現在、男子が11名、女子が4名の計15名入っています。世話人、生活支援については15名に対して10名の配置、常時4～5名の方々が支援しているということで非常に安心安全という面から考えると保護者の方々、本人も安心しているのではないかと思います。

このグループホームやケアホームというのは非常に安あがり主義、国の財政問題から来たものだと思いますが、決して安心は出来ません。というのは例えば老人のグループホームとかケアホームと比較した場合、老人の場合は一人当たり平均ですが30万とかそんな大きな額ですが、障害関係は6～7万の範囲です。5倍も違うということで、これを皆が安心出来る仕組みに果たして出来るのだろうか考えると決してそうではない。今の制度では全く行政が要求するような、国、厚労省が求めるような仕組みには出来ないだろうと、こういっ

た部分では我々も今回の障害者福祉法とかいろんな制度の改革に向けて運動をしていかなければいけないと思っています。

昨年ですか、三障害、知的・精神・身体の方々の全国3万2千人を対象にした調査を行った、自宅で介護をしている方々の年齢あるいはお父さん、お母さん、兄弟とかそういったものを調査した結果ですが、93.7%の方々がいずれ在宅の中では介護支援を必要としている。その中の主な介護者というのはお母さんが64%、お父さんが25.4%、しかもその中のお父さん、お母さんの年齢がどうかというと、80歳以上が全体の3.7%、あるいは70代ちょっと過ぎても60代ということを考えると約40%近い高齢化した方々がそれこそ高齢化した障害を持った方の介護をしている。そうするとこの制度が今、どうなっているのか、どうすべきなのかというのが今一番重要な課題ではないのかと思っています。

ということで、うちの方でケアホームというのは本人の年齢、あるいは親御さんの年齢、環境に合わせた形で規模を望む形のものを作っていかなければいけない、ということで立ち上げましたが、これで終わりでは無く、これから益々そういったものが必要になるという意味では、先ほどお話しましたように制度改革についての運動というものが育成会を中心にしてやっていかなければいけない問題だろうと思っています。

内 海（司会）

ただ今、3名の方々から自己紹介をかねて発表していただきました。

事例発表の方に移ります。今回は3名の方から発表していただきます。まず育成会の桜田さんよろしくお願いします。

桜 田（発表者）

男鹿市育成会の桜田です。今回は本人の発表ではなく、会員からの話を本人に替わってご紹介します。

1つ目は、80歳の母親からの悩みです。私は80歳、娘は55歳の二人暮らしです。娘は、3姉妹の長女ですが身体障がいと知的障がいをかねております。人によく言われますが「親離れ・子離れ」しておらず、いろいろな福祉サービスがありますが利用していませんでした。平成19年、ある人のお世話で作業所へ通い、はじめは、親子二人を送迎してもらい、徐々に一人で作業所にて過ごせるようになりました。現在では、通所施設で夕方まで活動できるほどになりました。また、今後の事も考えアドバイスを受け、二人で短期入所・日中一時支援を体験したり、毎週金曜は2時間ほどヘルパーさんをお願いして入浴介助等を受けておりました。

しかし、今年の7月に入り、私は高齢からか体調を崩し、それを心配した秋田市に住む娘二人が長女の入所・入院を進めました。そして気がつくと7月下旬に道川にある「あきた病院」重症心身障害病棟へ入院・入居が決まっていました。入院時心配して1週間、私が短期入所棟へ泊ってみました。本当にそれでよかったのか、毎日、毎日不安でずっとそういう日々が続いています。皆さん、よきアドバイスをお願いします。

2つ目を紹介します。30歳の男性です。高校中退で普通免許があります。両親と3人暮らしの人を紹介します。

建設業のアルバイトで月に2～3万円の収入でしたが、そこも解雇され悩んでいました。そんな時、ある職員へ相談し、法人の施設長とも話し合い、昨年の12月に妥協して精神病院を受診しました。障害手帳が発行される前に担当医より、精神疾患と診断され、受給者証を発行してもらいました。5月から通所施設で就労移行事業で食材の搬送、送迎の助手、空き時間は、宅配のメール便配達を行い、合わせて収入も倍になりました。また来年、就職にむけてやる気に満ちあふれています。以上、2つの事例を紹介しました。

内 海（司会）

桜田さんからは、事例1のほうで特に親も高齢化、本人も高齢化という事例でした。事例2では、精神疾患

を併せ持つ事例でした。それでは、男鹿市育成会の石川さん、お願いします。

石 川（発表者）

事例1は、私の知人からの相談を紹介します。

相談者は両親が亡くなり親せきの方からの相談です。本人は65歳の女性で知的障害があり、日中は通所施設に通っていました。今年6月頃から急に不安定になり、病院へ行ったら認知症と診断されました。現在は自宅にいて通所できる状態ではありません。日増しに徘徊・奇声等が激しくなり、現在も通院をしている状態です。日を追うごとに介護が増えており、親せきとしては入院を希望していますが、なかなか入院させてくれません。今後、入所施設・老人施設・精神病院など、どのような機関を利用したらいいか、今もとても悩んでいます。皆さん、よきアドバイスをお願いします。

事例2は、私の知人から皆さんへのメッセージです。日常生活は車イスを使用しています。

私は、身障1種1級の61歳の女性です。今年5月に身障更生訓練センター（自立訓練事業）を終了し、自宅へ戻って一人暮らしをしております。私の友達も、3月に同じように退所し自宅復帰しております。私は週2回、約2時間、ヘルパーが自宅に来て、水曜は掃除・家事援助、土曜は食事援助をしてもらっております。自宅復帰と同時に船川の通所施設へ通所も始めました。初めは、知的の方々と一緒に過ごすことに抵抗がありましたが、食事の提供や金曜は帰り際に買い物にも連れて行ってくれるので、休まず通所しております。私のような身障の方は自宅に引きこもらないで、どんどん外へ目をむけてほしいというメッセージです。皆さんのご意見をお聞かせください。

内 海（司会）

育成会の方からの発表でした。続いて、小山田さんお願いします。

小山田（発表者）

すまいるに通っている本人活動ドリームエンジェル会長の小山田です。

僕は今までマイナス思考で自殺願望が強く、人とのコミュニケーションがうまくいかなかったです。精神障害手帳を取得してからいろんな作業所・通所施設に通うも長続きしないで転々としていました。

障害者自立支援法が施行されてから自分はとてもいい法だなと思いました。平成19年どういうわけか知的障害の作業所へ行くことになり、いろんなことがありましたが、人を信じること・相談できることを知ってからは、現在もその作業所が母体の通所施設で就労移行事業で実習を行うようになりました。

父親と二人暮らしの生活をしていましたが、昨年12月父が入院手術することになり、一人では生活できず、再認定してもらい、区分2で玉の池荘短期入所を利用することになりました。

はじめは、入所施設など絶対入りたくないと思っていましたが、いろんな配慮をいただき、短期入所利用でグループホームの一室で生活することになりました。緊張しましたが思ったより過ごしやすく、これからも父に何かあった場合はグループホームに体験入居をしてもいいなと今でも思っています。

僕みたいな親と二人暮らしの方が短期入所やグループホーム体験入居をどんどん活用した方がいいなと思って今日発表しました。

最後に、今年6月1日から玉の池荘にて事務員補助の実習を行ってからは、毎日楽しいことを味わっています。ぜひこのチャンスを生かし就労をめざします。

内 海（司会）

お三方から発表を頂きました。その発表に関連して、助言者の方から一言頂けたらと思います。澤田さん、

関連してお願いいたします。

澤 田（助言者）

それでは高齢化の問題についてですが、全体的にいうと今の制度では、もはや保護者の方々の介護負担というのは限界にきていると思っています。これは障害あるなしに関わらず、私達が避けられない道ではないだろうかと、私も実際60を超えていまして、実家が鷹巣ですが80を超えた母親が1人います。女房の実家が茨城ですが、こちらの方も両親は揃っていますが、2人とも心臓が悪いとか、もう足が動かないとか車椅子状態、あるいは心臓が悪くて入退院を繰り返している、ホームへ行ったり、自宅と病院とホームを行ったり来たり、その関係で7、8年前から女房は毎月2回、1週間から10日両親の介護に行きます。そうするといつも私は1人暮らしです。決して人ごとではなくて私自分自身いつどうなるか分からない状態で暮らしている状況なので、とりあえずは元気なうちにどういった生活をしていけるのか、いくのかというのを考えていく必要があると思っています。そのためには自分の周り、地域にどういった支援があるのか無いのか、無ければ作っていく、中々制度というのは待っても、待っても簡単にはできないものなので、これは大きな声として行政に上げていく必要がある。

制度、法律というのは国が作るのですが、やるやらない、そういったものについては地方自治体の裁量問題です。財源の問題とか人の問題とか様々あります。やはりそうした面では地元から声を上げて行くしかない。育成会ははじめ、施設の親の会とかあるいは地域団体で声を上げて行くしかない。それは単体ではなくて、やはり連合的な形で大きな声としてやっていくことが一番望ましい形であると思います。

今回の震災で私も3月21日から岩手県の方に入っているのですが、避難場所といっても安心安全であったかどうかというのは今になって調査してみると、決してそうではないです。本当は緊急時、あるいはこういった被災の時に避難場所の鍵は誰があけるのか、あるいは非常食がどれだけあるのか、それから自家発電があるのかないのか、そういったことを考えると万全では無かったという実態がきちんと見えて来たという事がありますので、日頃からそういった地域ぐるみでの活動をチェックも必要だろうと思います。

高齢化の問題ですが、本人がどういった生活を望むのか、親御さんが死ぬまで面倒を見るのかどうか。できるはずはないですよ。そうすると兄弟とか、あるいは親族の方とか、あるいは施設とか地域の方々にどういった仕組みでお願いしていくのかということも、今から考えておかなければいけない問題だろうと思います。

それと先ほど小山田君からもありましたが、自分がどういった生活を望むのか、どこで暮らすのかということも含めて、まず生活をしていく上では当然所得、あるいは収入という問題が出てきます。そうすると今の特に障害者施設ですが全国の平均が1万2千円、うちの方も豆腐事業、先月を見ても精々2万3千円、実習に出ている方でも4万3千円くらいが最高額ということでは、とてもじゃないが年金と合わせても自宅を離れてホームで暮らすという事は中々難しい。そうすると所得補償の問題を行政ぐるみでまた新しい仕組みを作っていかなければいけないとか、あるいは事業所がそれなりの努力をして行政だけを頼るのではなくて、自分たちで出来ることを模索していくことも必要です。働くためには自分がどれだけの能力があって、何の部分が得意分野なのか、そういったこともアピールしながら企業を動かしていく、当然、自分たちの力で出来ない部分は企業ですが、今それほど十分な体制ではない。そうすると行政がどこまで協力するとか、あるいは制度、所得の補てん的なものですが、年金も含めて、組み込んだ形の仕組みを作り上げて行くことが一番大事なことだろうと思いますので、それこそ何度も言いますが、こういったことについては全てわが身に降りかかってくることで、大同団結しながらそういったことを作り上げて行く方法を先ずは考えなくてはならないのかなと思っています。

内 海（司会）

ありがとうございました。澤田さんからは多面的な角度からいろいろアドバイス頂きました。

関連して、佐藤さん、アドバイスをお願いします。

佐 藤（助言者）

事例の発表をお聞きして、これからの生活というのはどうしていったらいいのか、今澤田さんからもお話がありました。自分で出来ることを見つけ出し続けていかなければいけないと思います。

これは介護をする事になると、障害者の方も高齢者の方々も共に痛みを伴います。高齢者の場合も市外に出ている方々が、どんな子供さんたちが親御さんに対してどんな役割を持つのかなというところが、今大事じゃないかなと思っています。年に一度来るか来ないかの長男の方が、お盆にお見えになり、本当に5～6年来なかったのかな、「お母さん、こんなになってしまって」という言葉を聞いた時にはがっかりしてしまいました。ずっと来ていないのに、見ていないのにと思います。ただお盆には5年前、それから自分が小さかった頃の母親というイメージがずっとあると思う。それは大事にしたいのですが、何か目の前でこんなになってしまってと言われて、じゃあ私達は何をしてきたのかなと、そんなことを思ったりしました。お気持ちは分かるわけですが、生活している場所、場面、空間が違うということ、これは非常に大事なことでないかと、私は思っています。それからその生活空間を急に変えることは非常に難しいことです。それもいつまで、という一つの区切りがあれば、そこまで頑張ろうということがあると思いますが、それがいつまで続くのか分からないと非常に負担になると思います。一つ一つの目標、目的をきちんと決めて、期日だけでもいいです。来年の10月1日までにというふうな形で一つははっきりとしたものを出していった方が良いと思います。今、老人のケアマネジャーの指導者等もやっていますので、ケアプランの方がちょっと頭をよぎりながら話をしていますが、ゴールが分からないと中々そこまで頑張ろうと、行こうという気持ちにはならないと思います。その辺のところも見ても行かなければいけない。

あと一つは先ほど言いました生活空間です。実は短期入所しなければいけないというお母さんがいて、その娘さんは知的障害者の方だということでした。その際短期入所を使うのはお母さんですが、じゃあ娘さんはどうするのというところに話が行きました。2人で今までずっと支え合って、お互いにカバーしながら出来ることをしながら生活してきたのに、今一人に「ポツン」となった時にどうするのというような意味合いの話しをした覚えがあります。たまたまでありましたが、その方も一緒にショートステイを使えるようになったわけですが、一人だけうちにて、「何もすることがない」、「母親のことを心配」、「自分の事も心配」、「ご飯はどうやって食べるのか」、「どうするのか」というようなことも考えると、決して離れて生活することが良いことなのか、それとも一緒にずっとそこでやっていけるだけ、最後までやっていこうということがあるのかと、いろんなことを思いました。絆は切らないでおきたとは思いますが、どうしても離れて過ごさなければいけない時期が来ると思います。そんなことも少し頭の中に入れておきながらいろんな支援、いろんな方々の協力を頂きながら生活をしていくという、そういう地域との繋がり、それからご兄弟、ご親戚での繋がり等々も非常に大事なものになってくると思います。

それと一つ、働きたい、仕事をしたいという時には、今、受け入れる所が中々少ないと言われていますが、どうぞ声を自分から上げて、こういうことをやって見たいということを書いて頂けると、じゃあここまでは大丈夫ですね、というふうと一緒に仕事をしたり、お話をしながら変えて行ったりというところもあると思います。実はうちの方もそうしています。出来ることを一つずつやりましょう。出来るところまでというふうにして最初は覚えて頂くというような仕事の覚え方をして頂いています。そんなところも増えてくるように私どもも声を大きくしながらやっていければと思います。

内 海（司会）

ありがとうございました。先ほどの発表に関連しまして、育成会の桜田さん、小山田さんのケースについてアドバイス頂けたらありがたいですが。

桜 田（発表者）

私の発表した事例に親離れ、子離れが出来ない状態の方の事例を発表しました。小山田さんも親子2人で暮らしていて、去年お父様が入院することになって初めてグループホームを使ってみて、初めはとっても嫌な感じがして緊張した、そういうようなところもあったようでしたが、思ったよりも居心地が良かったというように本人の気持ちが出てきているので、私も自分の子供もそうなって行けば、兄弟に負担をかけられないというか、兄弟は自分の家族で大変なので、そうすればこのような形に進めて行けるような行政であればいいなと、強く思いました。

内 海（司会）

小山田さんよろしいでしょうか。何かあります？いいですか。

今、助言者の方から助言をいくつか頂きました。基本的には背後にあるのは高齢化した中で地域の中で暮らしている、その地域で暮らす中で家族に依存した形で暮らしているということを改めていろんな形で知りました。

そういう意味で私自身、養護学校の卒業生調査で、若い卒業生ですがその調査をした中で見えて来ているのは、地域生活をしているということですが、結局は家族の負担、依存という関係の中で地域の生活が成り立って行くということを強く感じます。そういう意味で今日発表頂いたケースもそうですし、小山田さんのこともそうだと思います。本人と親御さんが一緒に年をとっていくということで、その地域生活というのが下手をすると、家族の依存、逆に親子で、地域の中で孤立してしまう、そういう意味では育成会のこういう場に繋がっている親御さん、本人の場合はとても良いだろうと思います。いろいろな情報の中で支援と繋がりながら地域生活を営んでるところですが、こういう場に参加出来ない、もっと孤立しているケースもいっぱいあるような気がします。

そんなことに関連して、それぞれの地域の中で抱えているケース等を含めて、フロアーの方から何かご意見一つ二つ頂けませんでしょうか。

高 橋（会場）

秋田市育成会の高橋と申します。私達の方の秋田市育成会では入所施設を利用している方に聞きますと、平均年齢が50歳を超えている方が結構多い形になります。その中で出てくるのは、それを保護する親御さんたちは逆に70～80歳になってくると、そういう話が出まして、今日偕生園の佐藤さんから良い事例をお聞きしました。その時に皆さんから出ている意見の中には、子供も施設に入れて親も一緒に入る施設が無いものかと、それを先ほどの例からお母さんと子供さんが入られたと聞きまして、なるほど、こういうことが可能だということをお聞きしました。その中で高齢化の問題でちょっと佐藤さんにお聞きしたいのですが、一つは一般の人たちも老人ホームに入るのに順番待ちで難しいのに、知的障害の人が老人ホームに入るのは割合簡単に入れるものなのかどうか一つ、それから話を聞きますと知的障害の方と一般の認知症の老人の方、知的障害の方がそういう施設に入ると非常に難儀するというお話を聞いていますが、割合スムーズに行くことなのかどうか。それからもう一つは、利用者が50歳を超えている形なので、知的障害だけの老人ホームを作れないものなのか、そういう話がよく出ますが、お話がちょっと違うかも知れませんがその辺を佐藤さんからお聞せ頂ければありがたいと思います。

内 海（司会）

この問題を佐藤さん、答えて頂けますでしょうか。

佐 藤（助言者）

大変、難しいと思います。まずは、特別養護老人ホームというか、受け入れる施設側の考え方というところがあると思います。実際には障害者の方はうちの方では聾啞の方で、中途からの障害の方で、もう声も耳も目も見えない方、今は入院なされておりますが、17～18年来、偕生園で生活をして頂きました。入所をなさる際には、現在は介護保険制度ですので、どうしても介護保険の認定を受けた方ということになります。偕生園の入所申込みだけでは140名位いらっしゃいます。ただ、これは申込みが各施設にされており、この近くであれば4施設から5施設くらいありますので、重複しているケースがたくさんあります。その申込みの中から見ますと、本当に今、緊急性を求めて入所したほうがいいと判断するのは、私どもの方でやっております入所判定の委員会でお話をします。その時にはやはり介護が出来ないという理由が一番大きいのではないかなということで、私は検討しております。といういの、申込みの順番だというのは分かるし、それから介護度というのも分かるのですが、今現在の状況を一番に考えなければいけない。それと、私が施設長をやって20年過ぎましたが、実際には特別養護老人ホームは終末まで、それから看取る所だと言われてきましたが、そうではないだろうと、「必要な時に必要なだけ使って貰う」という施設でいいと私は切り替えています。ですから終末までいる施設ではなく、通過施設だということを何度も言っています。偕生園で契約を取る時には、何月何日から何月何日までと書いていなかったですが、書きなさいと、先ほどいったようにゴールをちゃんと決めておきなさいと、延びてもいいからと、実際には3か月契約をした方がいらっしゃいました。旦那さんが入院して手術するということでしたので、3か月間にしましょうと。ただ退院後、まだ介護するのは無理だからということで2か月延長し、今はお二人で自宅で生活しております。必要な時は短期入所を使って下さいと、このように細かく使って行ける形がいいと私は思うのですが、何せ今入るところが中々無いということで短期入所も長期入所になってます。ですから使いたい時に使う場所が無いということが言われていますので、そういうスタイルを取ったりしています。これは県内でも稀なのかなと思いますが、出来るだけ利用して頂ければと思っています。

それから2つ目ですが、知的障害の方、認知症の方々、どちらも難儀するのではないかとということですが、偕生園では特に区分けをして、お部屋を意識したわけではないですが、トラブルということもなく過ごさせてもらってありました。というのはお一人お一人違うということで職員の方も、この方のこの所を気をつければいいなというふうにお手伝いということで支えるという形でやっていますので、その辺は良かったのかなと思います。ただ、分からないでぶつかったり、それから触られたというので喧嘩みたいになったりすることはあると思います。でもこれはどこでもあることではないのかなと思います。家でもあるのではないかと、機嫌の悪い時には少し暴れたりするとか思います。施設だからということではなく、生活の場面だからという意識で見て行くといいのかなということです。但し、知的障害のある方も何人か、お二人ですか入所なさったことがありますが、「どうしても気になる」と、そういうのが気になってしまうということがあって、お部屋の移動をさせて頂いたような経緯があります。それと知的障害の方々と老人ホームということですが、私は知的障害のある方々の専用の老人ホームというものよりも、老人ホームではなくて生活の場面がある、そういう建物であっていいのかなと思います。介護も必要になります。介護職員も必要になると思います。ホームという形で考えずに家を作っていったらいいのかなと思います。実際には認知症の方々の場合は認知症のグループホーム等あります。それか偕生園でも認知症の方も受け入れています。知的障害の方々もいるわけですが、様々なことが自分でまだまだ出来る方がたくさんおりますので、自分でやりながら、というところをフォローしていけるような生活の場面、生活のスタイル、建物のスタイルとしてはお家というか、そうですね、長屋とい

った方がいいですか、そんな感じのお部屋の割り振りをしながら、その中で皆さんで支え合っていくというような形の施設があつていいのかなと思っていますというか、私も頭の中にちょこっただけ入っています。まだもう少し定年までありますので、そちらの方を視野に入れながら今ここで、加藤所長さんの前でお話しましたので、所長さんも少しどこかに入れておいてくれるのではないかなと、そう思いながらちょっと回答にならなかったかも知れませんが、お伝えしておきたいと思います。

内 海（司会）

ありがとうございました。いかがでした、よろしいでしょうか。フロアーの方からもう少し、お願いします。

小 林（会場）

秋田市育成会会員の小林と申しますが、介護老人保健施設の施設長をやっております小林です。先ほどの佐藤さんのお話に追加的なことを述べさせていただきますと、介護保険の施設には、いろんな施設があり、私が仕事をしている老人保健施設は医療と介護の中間的な施設で、そして例えばけいれんとか何かが生じると、その他それに対して薬を処方出来るとか、そういうものもあります。ですから私先ほどからいろんな話を聞いていまして、介護保険の介護支援ですね、その中にひとつ老人保健施設というものも加えて頂ければ選択肢が増えるのではないかと。しかしながら佐藤さんもおっしゃっておられたように、その施設で受け入れるかどうかということはその施設の特性によるもので、例えば病院に附属している介護老人保健施設の場合は附属している病院が精神科であった場合、通常の内科よりは知的障害の人の受入れが容易ではないかなと思いました。以上補足的なお話でした。

内 海（司会）

ありがとうございました。佐藤さんよろしいですか。

佐 藤（助言者）

ありがとうございます。実際に施設といっても今、老人保健施設、それから介護老人福祉施設というふうな形であります。流用型もありますがこれから少しずつベッド数が少なくなっていっていますので、私は老人保健施設の精神科というところ、それから病院というところの意味合いですね、医療もあるというところでは非常に使いやすいというか、一度ご相談なさった方がいいのかなと思います。それが落ち着いたらまた特養とかですね、生活の場面に移って頂くというふうな形、二段三段の構えというのがあつていいのではないかと思います。補足頂きましてありがとうございました。

内 海（司会）

はい、ありがとうございます。他にお願いします。

柏 谷（会場）

秋田市育成会の柏谷といいます。ちょっと違った観点でお話をしたいと思います。先ほど司会の内海先生も話していましたが、いわゆる今日のテーマは「幸せにつながる地域社会の実現」という県の育成会で設けたテーマですが、利用者本人の幸せ、それから家族の幸せ、家族でもいろいろいるわけですね。例えば利用している子供がまだ学童保育、学校に行っている子供と、あるいは通所施設の家族であると、あるいは入所施設の家族であると、様々な背景があります。そうした中で私ども秋田市の育成会、私も役員の一人ですが、今、困っていることは、中々若いお母さん方の、あるいはお父さん方の盛り上がりには欠ける。その背景を見れば皆さん

仕事を持っているわけです。しかし仕事を持つということは、これはいわゆる子供は子供、それから親であってもご夫婦であっても、これは仕事を通しての幸せとか生きがいとか様々なものがあるわけですから、それを止めることは出来ませんが、そうした期待の中で個々に求めるものは違うわけですが、言いたいことは何かといえば、今、短期的に子供を預かって、ケアホームとかそういうものを使って何か決まったことをしなければいけない。しかしそうしたケアホームとかそういうものが、実態が中々無いというのが一つの背景にあります。しかしさっき澤田さんがおっしゃいましたが、事業として考えた場合、いわゆる高齢者に対する介護保険を使っている事業と言いますか、それについては一人当たり30万とか40万とか、そういう収益が見込まれると。しかし知的障害のいわゆるこうした通所センターとか入所センターとかそうした事業の事業単価というものは6万とか7万位であると。これが実態ですよね。こういう実態があれば中々これから先、通所センターとかあるいは入所センターが、子供たちのためのそういう施設、ケアホームを作るということにはならないと思うわけです。益々これからは世の中景気が悪くなっていきますので、どうしても老人介護の方の、私らも老人ですが、そういう方々にお金回っていくという感じになっていって、そういう状況からみれば、私は子供達の未来というのは非常に暗いと思うわけです。それで最後に澤田さんに聞きたいのは、こうした状況を、もう何年も前から国会に陳情をしたり、様々なことをしていらっしゃるんですけど、その実態と言いますか、その陳情をされて、いわゆる国を動かそうとして頑張って来られましたが、その結果どういう感じであったのか、あるいは弊害があるとすればどういうことなのかというようなことを聞きたいと思います。

何故こういうことをいうかと言いますと、今通所している子供でも入院している子供でも、私は親ですとかと言いますが、子供達が一番楽しいのはうちでお父さんとかお母さんと会っている時が一番楽しいんじゃないんですよ。施設にいて施設の職員とか、施設で生活しているということが一番子供たちにとっては楽しいことなのです。しかし現状は、そういう施設が段々運営しづらくなるような状況にあるわけです。これは澤田さんが一番危惧していましたが、その点を親もみんな考えてあげないと、中々これから先、子供たちの未来はよくならないと思いますので、この辺んのところを教えてくださいと思います。

それから最後に1点、男鹿の所長さんに、高齢者の方の入るところが無いというような発言がありましたが、これについて実態を教えてください。石川さんの事例の1の65歳になって知的障害があつて両親が死んでしまった。どこに行きたいといっても行くところが無い。こういうようなことがありましたが、その2点お願いしたいと思います。

内 海（司会）

貴重ないろいろ取り交わしがありました。澤田さんまずお願いできますか。

澤 田（助言者）

それでは最後の質問のところですが、国会の陳情請願運動についてですが、私どもの「きょうされん」という団体で28年続けてやっています。「きょうされん」全体では今年が34回目になりますが、まずは秋田県の実況をいいますと、毎年、陳情請願に行きます。先ほど大会アピール決議を読まれた関山さんが、利用者代表で行ったんですが、それこそ関山さんは私がたが何を言おうという話はしなかったんですが、秋田県出身の議員さんを回って、松浦大悟さんのところに行ったら、座ったとたん私が松浦さんがアナウンサー時代から応援していますと、だからこの件も宜しくという話をしていました。ただ実態を見ますと陳情請願というのは国会議員に提出して、それを紹介議員として国会に上げなければいけないことになっている。これは請願権という私がたの生存権と同じ権利の一つです。法律にある権利です。これはどんな議員も受け取らなければいけないということになっていますが、国会議員でもそういう内容を知らない方もいる。秋田県でも受け取る人、受け取って紹介議員になってくれる人、それから受け取るけれどもそのままほったらかす人、それから最初から受

け取らない人、面会さえしない人、様々です。今年も秋田県7人の選出議員がいますが誰とはいいいませんが、私がたの目の前を通って事務所に入って行ったんですが、地元の事務所にも何月何日何時に面会に行きますよ、陳情に行きますよという連絡をしてありましたが、その場で拒否、面会の用紙をもらったとたん拒否ということもありました。いろんな陳情請願はして行くんですがそれが実態です。それこそ党の方針であつたり派閥の方針であつたり、民主党あるいは与党、野党の駆け引きであつたりということで議員さん個々には個人的にはやってあげたいと思ってもそうは行かない部分が非常に大きいんです。ですから34年続けても、あるいは私が28年続けても通ったもの、通らないものという通らないものがほとんど多いというので、これは各1団体あるいは1個人ではなくて、大きな先ほども言いましたが大きな力になって行かないとそれは中々通り難いだろうと、大きい団体あるいは幅広い団体で行くと、自分たちがこれを協力してあげないと、次の選挙で落とされるという危機感を持たせないとやっぱり駄目だということを感じています。

それから先ほどの知的障害の方々が老人ホームに入れないかという話ですが、中々これはスムーズに行かないようなので、ただ厚生省が数年前に言っていることは、知的障害を持った方々の老人年齢、一般の方々は65歳ということですが老人年齢というのは45歳という位置づけはしてあります。そうすると秋田県の入所施設の状況を見ると既に平均年齢が50歳を超えている。あるいは最高齢の人が80歳を超えている。となればそれを老人ホームに入れることが出来ないのか、利用することができないのかというよりも、全部とはいいませんが秋田県の入所施設のどこかの法人で覚悟をして、制度を切り返して老人施設にすればいいんです。職員の配置基準も多くして、医師とか看護師の配置基準も設けて、単価を上乗せするといくらでも今のままで両者が高齢化しても入っていれるということになります。そういったことも大きな改革ということで考える必要があるのかなと。というのは一番両者が安心して入れる場所は今まで住みなれた所です。友達がいっぱいいるとか。支援する職員も同じ人というのが、保護者にしても本人にしても安心できる。それとこれから地方分権になります。その全て権限が地方に移ってくるということは、地方の判断でいくらでもやる気になればやれる。数年前、千葉県の堂本知事がいる頃ですが財政的には全国第5位の千葉県、ところが福祉予算は最下位の47位ということは福祉に理解するかしないかというものの判断です。それが多少財政力がなくても、福祉予算を多く取るところ、財政がかなり多く持っていて福祉に理解が無ければ予算を取らないということです。首長の判断ひとつ、ということは秋田県も私方が本当に皆が同じ思いであれば変わっていく要素はあるのかなと思います。

内 海（司会）

ありがとうございました。それでは加藤さん一言お願いします。

加 藤（助言者）

石川さんの事例の1のことだと思いますが、この方の知的障害を持って65歳というようなことですね。まず65歳ですので、その介護の申請をなさった方がいいのかなと思っています。それから認知症と診断されたというふうなことで、入院を希望していたが入院が出来ない。これは多分、この認知症のために入院するというようなことだけであるとすれば、中々病院側では入院させてくれないのかなと思います。

この方はそれから徘徊、奇声を上げるということもあるようです。中々、その症状が落ち着かないといろんな入所施設でも入れない、入れてくれないというふうなことのよう感じます。

それからよく話は聞かれるのですが、徘徊ということで、あまりあつてはならないことですが、施設側でも病院でも中々万が一の事故等があるとすればということで、責任問題ということで、スムーズに受け入れてくれないということが時々聞かれます。そういうふうな中でこの方はこの入所、精神病院ということで書かれておりますが、私はこの精神病院で精神科の方で受けられて、そしてその診断に基づいてむしろ今、認知症の

治療病棟というのが結構出てきています。そちらの方を考えた方がいいのではないかと考えています。

内 海（司会）

ありがとうございました。よろしいでしょうか。関連してご質問とご意見ありますでしょうか。

鹿角の兎澤さん、いかがでしょうか。

兎 澤（会場）

突然、ご指名、視線が合ってしまったような感じでして、よく老老介護とかはこれは年若い方が更にそれよりも年いった身内、家族を介護するということですが、それは皆さんご承知でしょうが、更にまた認知介護、認知症、軽い程度の認知症の方がちょっと重い認知症の家族の介護をするという認知介護という言葉も出てきているそうです。先ほど来、お話しされていますように、家族の介護をするために家族が難儀をする。それは確かに家族として血の濃さといいますが、血縁という形から行くとそれはそうせざるを得ないという部分も分かりますが、やはり家族のために家族が犠牲という言葉はどうなのか分かりませんが、自分の生き方を犠牲にしてまで家族の介護をする、面倒を見るというのは今の時代いかがなものかと、やはり人生80年の時代になってきたら、お互い一人ひとりが自分の生き方、自分の幸せというものを求め続けながら生きて行くというのが幸せに繋がることだろうと思いますので、家族が家族を介護するということである程度の限界を感じたら、もう地域、行政に介護といいますが、そのお世話をするということはある程度ゆだねるというか、心の一方でそういった冷たいことは出来ないという思いはあるかも知れませんが、ある程度のところで思い切らなければいけないのではないかなと思います。

昨日、一昨日でしたか、介護を続けて来たお袋さんの命を絶ったという方を、その息子さんが裁判の結果で情状はかなり認められて、非常に軽い、私がたにしてみますといい判決が出たなと思っておりましたが、話が長くなりましたが、家族が家族の面倒を見るということも大事だけれどもやはり限界というものを感じたら、何度も言いますが、地域あるいは行政、そういった所にゆだねるという生き方も大事なのではないかなと、こう思ったりしております。突然のご指名でまとまりのないお話をしましたけれども、そんなところを今日強く感じました。

内 海（司会）

ありがとうございました。私の意見をお話させていただきます。私最近、学校関係で進路指導とかキャリア教育ということで職員研修にお邪魔します。その中でお話することが、学齢期の小学部、中学部の段階から地域の福祉サービスを利用することを親と一緒にやってみませんかということです。ということはどういうことかという、地域で生活するということは在学中から地域で親子で生活しているわけですね。その地域での生活の質を少しでもいいものに確保するには、福祉サービスを利用しながら質を高めて行くということが必要なのかなと、それは学齢期においてもそうです。今日、全体的に話題になっている二重の高齢化という時代状況ですね。親の高齢化、本人の高齢化、そういう中で何が出来るかということを考えた時に、一つは例えばショートステイですね。ショートステイを例えば、特に問題が無くても一年に一片は利用する、そういうような福祉文化というのを作っていかなければいけないのかな、そうでないと地域社会で幸せに暮らすということが息切れしてしまう。家族の負担の中での地域生活というのは限界があると思うので、少しでもそういう意味では福祉サービスを利用しながら、その地域生活の質を維持しながらお且つ息長く使えるという形ですね。それとあと、親の介護が切れたら入所施設かという問題も一つありますよね。私見を挟みましたが、他にフロアーからよろしいでしょうか。

柴 田（会場）

大仙市の柴田と申します。今までの話とまるっきり別な話題ですが、6月に議員立法で障害者虐待防止法が成立しました。それは皆さんご存知ですね。来年の10月から施行になるということです。その背景というのは私個人的に思えば今年の11月、東京で全日本育成会全国大会で天皇陛下がいらっしゃいます。そういう配慮もあったのかなという感じはするのですが、秋田県は虐待防止法に対する育成会の取り組みというのはまだ薄いものです。中央の区域、その場所に行けばようやく成立したということで、大変関係者は喜んでいる方がいっぱいいます。そういう感じの県の行政側としてはどういうふうに感じているのかと、一点です。

その他にもう一つは、またこれも全く別のお話ですが経理用語的なお話になりますが今現在、親無き後、親はそのうちあの世に行ってしまいますが、わが子を思えば何らかの行政の手段として安心出来る社会構成を作って頂きたいと、私は常日頃から考えていますが、その中に身上監護という昔からもあったかと思いますが、そういう法律の仕組みですね、一つ行政側でもお願い申し上げたいということです。後見制度で法律的には家庭裁判所、月に4、5万のお金をかけながら財産管理をしてもらうというのが後見制度、今の現実ですが、それ以外に亡くなったその人の心情を考えた身の上を一生懸命考える社会の仕組みというか、それには当然お金がかかるかと思いますが、せめて例えば1割負担とか、2割負担とかそういうような皆で使えるような社会の仕組みを世界の運動としては必要なことですが、そういうものを作ってはいかがでしょうかというものを、私からお話したいと思うのですが、その件についてはどういってお考えか一つお伺いしたいと思います。以上2点についてお願いいたします。

内 海（司会）

行政の加藤さんからお願いします。

加 藤（助言者）

そうですね、虐待防止法の来年10月からというようなことで、約2～3か月前ですかね、FAX流れてきました。正直言って私、その中身まだ読んでいません。実態はどうなっていくのか、虐待、それは障害者でも高齢者でも今、子供の虐待いろいろあります。法が出来たことによって虐待防止するということは進むと思います。というのは行政の中でそういうふうに関わっていながら、その虐待の現場に踏み込むわけですが、結局個人の家に踏み込むわけですね。でも今のところ法律的なものがないと中々踏みこめないというのが現実です。そういうふうな部分がいかに守られるかというのが一つですが、その法律が出来たことによってスムーズに行くかということ、現実には中々難しい。今子供の虐待を見て、月にやはり何件かきます。支援の人も児童福祉施設から行っていますが、中々いくら権限を持っても家庭の中に入っていくのは厳しい、難しいというのが現状です。ですから法律がどういうふうに変わっていくのか、今よりもっと踏み込んで行けるものがあるのかどうかというようなことも大事ですが、やはり地域の中でそういうふうなことを監視する、防止するというふうな地域づくり、社会づくりをしていかないと中々難しいのではないかと考えています。

その法律をもっと勉強させてもらいたいと思います。申し訳ございません。この程度でご勘弁していただきたいと思います。

内 海（司会）

ありがとうございました。それではまとめの方に入らせて頂きます。予定された時刻も近づいておりますので、これから今日の議論、発表等を踏まえまして助言者のお三方から3分程度ずつまとめて頂けたらと思います。それでは加藤さんからお願いします。

加 藤（助言者）

今日の事例発表で親離れ、子離れということがありましたが、これを見てギクッと思いました。私も60歳に近くなって来て、最近は頭の中にもものが入って来ないということと、それから入ったものが中々言葉に出て来ないという、やや認知症に近いようなところまで来て、将来を心配しています。そういう中で娘が二人おりますが、一人県外の方に嫁いでしまいました。もう一人残った方を何とか家の近くにおきたいと思っていますが、娘は全然関知せず、そう思った時に子離れしていないことを凄く感じています。そういう経験上からして、こういう場に出てきて、そういう体験を考えさせられるというのが非常に大事だと思って、私、今日すごく有難いと思っています。

この事例発表の中に感じたことは一番最初の桜田さんのところの事例1の中に、ある人の世話で作業所へと、それから石川さんのところの事例2のところにご本人が、自宅に引きこもらないでどんどん外に目を向けてと、それから小山田さんは、人を信じること、相談できることは相談してということがありましたね。やはり外に出ないと井の中の蛙では何も変わって行かない。積極的に先のことを考え、自分を前進させて行くということが非常に大事じゃないかと思って、そうでないと中々変わって行かないと思いました。そういう意味では今日この大会に参加された皆さんが、こういう意味では自分を前進させていると思いますし、今日の話がどれだけ参考になったか分かりませんが、是非これからも前向きにいろんなところに出て頂ければありがたいと思っています。

内 海（司会）

ありがとうございました。次に佐藤さんお願いします。

佐 藤（助言者）

今日は参加させて頂きありがとうございました。前段に言いましたが、種別と言いますか対象になる方は違えども、生活の中では一緒だということでここに坐らせて頂きました。発表頂いた事例発表の桜田さん、石川さんにつきましては相談できる、お話の出来る人がいて良かったと思います。これも一つの社会支援だと思います。

それから小山田さんが今一生懸命頑張ろう、そしてそれを受入れてくれたところがあったということ、これは何とも非常に大事な社会支援じゃないかと思っています。全体をお話しまして、ICFという言葉を使いましたが、どこかでまた見て頂きたいと思っています。環境によってその方の生活は変われるというふうな考え方です。周りが変われば本人も変わるというのではなく、周りで少し出来ることにお手伝いをしたり、環境を整えるだけということだけその方の力が発揮できるというふうに考えて下さいということで、今まではマイナスハンディキャップということでマイナスの考え方でしたが、これからはこうやって出来るんだと、こういうことがあればやれるんだというふうに考えて頂ければいいと思います。そういう意味でとても自分自身の気持ちを大事にして、そして前向きにやっていくということは誰かに伝えなければいけないということですので、先ほどありました通りお話出来る方、お話を聞いてくれる方、これは皆さんだと思いますし、友だとも思います。そういう意味では周りの方々をよく見ながら尊重していければいいのかなと思います。うちの方で障害者の雇用をしていますよということをお話しますと、「何で」と、「どうして」と聞かれます。「どうして」と言われても「いや、何でだろう」というのもちょっと変ですが、何故障害者の方を採用しているのかと聞かれますと、私は「人はそれぞれ個性があるからです」と、話をしています。その個性を大事にしていて頂ければと思います。お一人お一人が明るく生活をしていくということに、私どもも十分協力していければとそんなふうに今日は感じました。今日は本当にありがとうございました。

内 海（司会）

はい、ありがとうございました。最後に澤田さんお願いします。

澤 田（助言者）

今日は「幸せにつながる地域社会の実現には」というテーマで話合ってきましたが、いつ誰がどこでどういったことをしていくかというのが、これが実現に繋がることなのかなと思っています。今日も大会決議、あるいは私達の大会決議というものが出されました。これはここだけで終わるものでしょうか。これをどこに訴えて行くのか、いつ誰がどうしてというように、具体的なものにしていけないと地域社会は変わらないでしょう。この大会をやって終わりでは地域は変わらないです。幸せにも繋がらないです。私がよく職員に言うのですが、熱意を持って理想を持って就職します。それは努力次第で0点から100点まで上りつめて行きます。でもそのやり方、考え方が間違っているとプラスではなくてマイナスにも行くんです。マイナス100あるいはゼロ、あるいはプラス100というものになっていきます。基本的には考え方をきちんとしてそれに向けた努力をすることが理想だと思います。物事を考えるには私達は事業所ですので当然利益が無ければなりません、損得を基準にしてもものを考えるのではなく、善悪か、今やるべきか、いつやるものなのか、この方法がいいのか悪いのかという善悪でものを考えるといったことをしていけば、少しずつ世の中は変わってくるのかなと、それと特に皆さんにお願いしたいのは、人が人を支える仕組みが福祉なんです、障害者福祉に関わる若い人達が中々出てこないです。来ていないのが現状です。中々時間をかけてお金をかけても育たないのが現状です。この若い人達が育つような制度、仕組みが必要と思っていますのでよろしく願いしますという願いで閉めさせていただきます。

内 海（司会）

ありがとうございました。助言者3人の方から最後のまとめをして頂きました。私の方から簡単なまとめをさせていただきます。全体を通していろんなことをお話しましたが、基本的には育成会が抱えている根っこの問題が少し議論できたのかなと思います。そういう意味でその根っこの問題に対する手掛かりも少しあると確認できたと思います。そういう中で、つい先日の8月末の新聞ですが、例の自立支援法に代わる法律が障害者総合福祉法という法律の素案が出されたということがニュースに載っていました。この中で障害者負担原則無料というような、地域生活をしていく上ではとても大事な、そういうお金の面での進歩が見られそうですが、それ以上に地域生活をこれから親も子も年を取りながら地域で生活していくことを考えた時、どういう地域生活づくりが出来るのかということで、先ほど私もちょっとお話させていただきましたが、そういう意味でサービスをどう上手に利用するかということに腐心するというのが、今のこれから求められる、親とかの役割なのかなと改めて思います。そういう意味で今日の会を契機に育成会活動がより活性化して、親も子も安心して暮らせる地域社会づくりを目指して行けたらいいなと思います。

今日はつたない司会の中、お付き合いくださいましてありがとうございました。終わらせて頂きます。

<事務局からのお知らせ>

○ 手をつなぐ育成会東北ブロック大会について

平成23年10月15日～16日、山形市において手をつなぐ育成会東北ブロック大会が開催されました。今年度は、東日本大震災で東北ブロックの育成会の多くが被災し、生活基盤を失い、その復旧・復興に向けた課題が山積している中での開催とあって、「東北はひとつ、みんなの力で東日本大震災をのりこえよう」を大会スローガンに掲げ、四つの分科会で災害への備え等について協議が行われました。式典では、次の方々が、手をつなぐ育成会東北ブロック会長表彰を受けられています。受賞、おめでとうございます。内容をホームページに載せてます。

秋田県心身障害者コロニー保護者会 相 澤 榮 治 氏
愛仙・にじ保護者会 田 口 ひとみ 氏

○ 秋田県障害福祉団体連合会の設立について

東日本大震災被災地での知的障害者の支援体制で、避難所での対応、連絡体制の不備など多くの課題が改めて再認識させられました。

このことから、実際に被災地に職員を派遣して支援にあたった、「秋田県知的障害者福祉協会」と「きょうされん秋田」が発起人となり、秋田県内における大災害時、非常時対応及び県外からの支援協力窓口として各障害団体が一つになり連携、強化を図ることを目的に「秋田県障害福祉団体連合会」を設立しました。構成団体、役員は次の通りです。今後、下部組織として委員会を立ち上げ、具体的な連携方策、災害時の支援体制の在り方などを協議する予定としています。

構 成 団 体	連合会役職	氏 名
秋田県手をつなぐ育成会	会 長	谷 内 和 夫
秋田県知的障害者福祉協会	副 会 長	三 浦 憲 一
秋田県社会就労センター協議会	副 会 長	桜 田 星 宏
秋田県障害福祉協議会	副 会 長	石 川 悦 郎
秋田県重症心身障害児を守る会	副 会 長	鈴 木 セイ子
きょうされん秋田	事務局長	澤 田 修 明

○ ホームページ開設のお知らせ

平成23年8月からホームページを開設し、情報提供をしています。

<http://www.akita-ikuseikai.jp/>

○ 第54回手をつなぐ育成会秋田県大会について

平成24年8月5日（日）北秋田市文化会館「ファルコン」で開催を予定してます。

多くの会員の参加をお待ちしてます。

○ 第52回手をつなぐ育成会東北ブロック大会（宮城大会）について

日時：平成24年9月29日（土）・30日（日）

場所：秋保温泉 ホテルニュー水戸屋

宮城県仙台市太白区秋保町湯元字薬師102